

信頼こそ、
私たちの資産。

Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

りそな・バリュー＆グロース

追加型投信/国内/株式

2020年9月15日

信託終了(繰上償還)に関するQ&A

平素はりそな・バリュー＆グロース（以下、「当ファンド」といいます）をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご投資いただいております、当ファンドにつきましては、2000年6月16日の設定以来、受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、ファンドの純資産総額は、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である20億口を下回る状態が継続しており、当ファンド本来の商品性を維持した形での運用の継続が困難な状況となっています。

そのため、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、投資信託契約を解約し、お預かりした信託財産を受益者の皆さまにお返しすることが、受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。

つきましては、法令および信託約款の「信託契約の解約」条項に基づき、2020年12月4日付で信託を終了日とする繰上償還を予定しておりますのでお知らせ申し上げます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

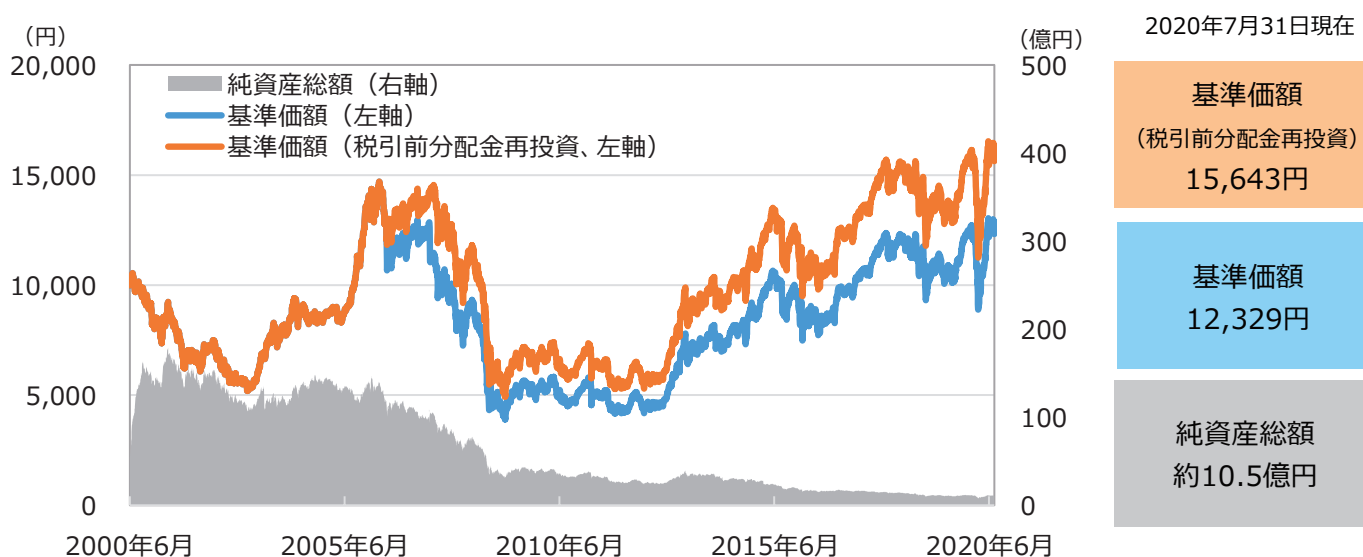
お問合せ先
アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
0120-202-900（フリーダイヤル）
（委託会社の営業日の 9:00～17:00）

(R2008003)

Q1. なぜ信託終了（繰上償還）するのですか。

りそな・バリュー＆グロースは、設定された2000年6月16日以来、中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ってまいりましたが、純資産総額は、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である20億円を下回る状態が継続しており、2020年7月31日現在の純資産総額は約10.5億円、基準価額は12,329円（1万口当たり、税引前）、受益権総口数は8億5,439万口となっています。そのため、当ファンド本来の商品性を維持した形での運用の継続が困難な状況となっており、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、投資信託契約を解約し、お預かりした信託財産を受益者の皆さまにお返しすることが、受益者の皆さまにとって最善であるとの判断をいたしました。

【設定来の基準価額と純資産総額の推移】 期間：2000年6月16日～2020年7月31日、日次



基準価額は信託報酬控除後です。基準価額（税引前分配金再投資）は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

Q2. ファンドの特色について教えてください。

当ファンドは国内の株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から銘柄を選定します。定量的スクリーニングに加え、経営力、技術力、ビジネスモデル、市場シェア等様々な観点から定性的な分析を行い、組入銘柄を厳選します。バリュー銘柄、グロース銘柄の投資配分を変化させることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指すファンドです。

Q3. 今後の主なスケジュールについて教えてください。

2020年9月15日（火）	法定公告日（基準日） 受益者の確定日 購入申込受付停止*（定時定額購入を含みます） 異議申立受付開始
2020年10月20日（火）	異議申立期間最終日
2020年10月21日（水）	異議申立受付結果のお知らせ
2020年10月28日（水）	買取請求期間開始
2020年11月16日（月）	買取請求期間終了
2020年12月4日（金）	信託終了（繰上償還）日（予定）
2021年2月以降	償還運用報告書の送付

*繰上償還が否決された場合は2020年10月22日（木）より購入申込受付を再開しますが、対応の詳細については販売会社によって異なる場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P6「当資料のお取扱についてのご注意」をご覧ください。

Q4. 信託終了（繰上償還）にあたり、どのような手続きが必要となりますか。

当ファンドの繰上償還にご同意いただけない場合には、異議申立期間内に、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。詳しくは、後記Q5、6をご参照ください。**なお、この繰上償還にご同意いただける場合は、特に必要な手続きはございません。**

異議申立期間内に、異議のお申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2020年9月15日現在における受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り2020年12月4日に信託を終了（繰上償還）いたします。この場合、異議のお申立てをされた受益者は、自己に帰属する受益権を、ファンドの信託財産をもって買い取るよう受託銀行に請求することができます。詳しくは、後記Q11をご参照ください。

Q5. 異議申立期間について教えてください。

ファンドの繰上償還にご同意いただけない受益者の方は、異議申立てを行うことができます。異議申立期間は、2020年9月15日から2020年10月20日です。

※異議申立ては、2020年9月15日現在の当ファンドにかかる受益権を有する受益者（2020年9月14日までに購入をお申込みをされたお客さまを含み、2020年9月14日以前に解約申込をされたお客さまは含まれません）が当該受益権について行なえるものです。

Q6. 異議申立の手続きについて教えてください。

異議のある受益者の方は、当該期間内に官製はがき等の書面に、以下の内容をご記入の上、2020年10月20日必着（同日弊社到着分まで有効）で、以下宛先にご郵送ください。

<異議申立手続き>

はがきまたは封書にて後記の必要事項をご記入いただき郵送ください。

☐ 異議申立書面の送付宛先

〒100-0011 東京都千代田区千代田一丁目2番2号 日比谷ダイビル20階

アムンディ・ジャパン株式会社 異議申立書面受付係

☐ ご記入いただく内容

イ. 住所

ロ. 氏名

ハ. 捺印（取扱販売会社へのお届け印に限ります。）

ニ. 電話番号（日中連絡先）

ホ. 取扱販売会社および部署・支店名、口座番号*

ヘ. ファンド名および口数

ト. 異議ある旨（記載例－「りそな・バリュー＆グロース」について、2020年12月4日付で繰上償還することに異議を申立てます。）

* ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、部署・支店名、口座番号をご記入ください。

☐ 備考

※ 異議申立ての際のはがきや封書につきましてはお客さまご自身でご用意ください。また、切手代等の郵送費につきましてもお客さまのご負担でお願いいたします。

※ 保有口数等の確認のため、取扱販売会社が管理するお客さまに関する情報の一部を、弊社が共有させていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、これによって得た個人情報の利用は、当該目的に限るものとし、それ以外の目的には利用いたしません。

※ ご記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P6「当資料のお取扱についてのご注意」をご覧ください。

Q7. 信託終了（繰上償還）に賛成の場合、どうすればよいですか。

ご賛同いただける場合は、特段の手続きは必要ありません。

Q8. 信託終了（繰上償還）に反対の場合、どうすればよいですか。

Q5、6にご案内した手続きにて異議申立てを行っていただきます。

Q9. 異議申立受付結果は、どのように案内されますか。

異議のお申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、2020年9月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、ファンドの繰上償還は行いません。この場合、法定公告および書面にて受益者の皆さまにお知らせいたします。また、繰上償還決定の有無を問わず、異議申立受付結果は、2020年10月21日に弊社ホームページに記載します。

＜アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ＞ <https://www.amundi.co.jp/>

Q10. 信託終了（繰上償還）が決定された場合、どうなりますか。

2020年12月4日をもって信託を終了（繰上償還）します。ご換金、ご解約については、通常通り2020年12月3日まで販売会社にて受け付けます。

異議のお申立てをされた受益者は、Q11の手続きにより、自己に帰属するファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます（信託終了（繰上償還）を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、異議のお申立てをされた受益者の皆さまにあらためてご案内させていただきます）。

Q11. 買取請求の手続きについて教えてください。

- ① 買取請求期間 2020年10月28日～2020年11月16日
- ② 委託会社より異議申立受益者に対し「買取請求のご案内」および「投資信託受益権買取請求書」等を発送
- ③ 買取請求必要書類等のご記入
- ④ 販売会社の取引店へ買取請求必要書類等をご提出
- ⑤ 販売会社から委託会社を経由して、または直接受託銀行へ買取請求必要書類等を送付
- ⑥ 受託銀行が買取請求必要書類等の受理
- ⑦ 当該信託財産による買取の実行
- ⑧ 受託銀行から指定銀行口座へ買取代金のお振込

前記の買取請求は、異議のお申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（前記⑥）の基準価額とします。

買取請求必要書類に不備等がありますと、受理日が遅れる場合がありますのでご注意ください。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税法が改正された場合には、前記の取扱いが変更になることがあります）。

買取代金につきましては、お客さまにご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込み致します。なお、振込手数料はお客さま負担として、買取代金から差し引かれます。併せて、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいた住所へ郵送させていただきます（当該郵送費につきましてもお客さま負担となります）。なお、前記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

異議のお申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。なお、異議申立期間中・買取請求期間中ともに、通常通り、ファンドの換金のお申込みを受け付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

上記は当資料作成時点の情報であり、将来予告なしに変更となる場合があります。

当資料のご使用に際しては、P6「当資料のお取扱いについてのご注意」をご覧ください。

Q12. 信託終了（繰上償還）とならなかった場合、どうなりますか。

その場合、お預かりしている信託財産の運用は継続します。ただし、引き続き当ファンドの解約が続き、継続的な運用が困難と判断した場合には、当ファンドを償還する場合があります。

Q13. 償還価額はいつ決まり、償還金はいつ支払われますか。

償還価額は信託終了日（繰上償還日）である2020年12月4日の夕方に決まり、弊社ホームページに掲載します。償還金は原則として2020年12月7日以降に支払われます。また、2021年2月以降に償還運用報告書を送付いたします。

＜アムンディ・ジャパン株式会社のホームページ＞ <https://www.amundi.co.jp/>

Q14. 購入・換金解約はいつまでできますか。

2020年9月15日以降ご購入のお申し込みはいただけません（定時定額購入を含みます）。繰上償還が決定した場合、2020年12月3日まで換金解約を受け付けます※。

なお、繰上償還が否決された場合、2020年10月22日より購入申込の受付を再開いたします※。

※ 販売会社によって異なる場合がありますので、換金の最終受付日や具体的な手続き等に関しては、お取引の販売会社にご確認ください。

ファンドの目的

ファンドは、国内の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

- ①国内の株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から銘柄を選定します。
- ②定量的スクリーニングに加え、経営力、技術力、ビジネスモデル、市場シェア等様々な観点から定性的な分析を行い、組入銘柄を厳選します。
- ③バリュー銘柄、グロース銘柄の投資配分を変化させることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指します。

「バリュー（割安）株投資」は

収益力、財務内容等からみて、現在の株価が割安と判断される銘柄を中心に選定します。

「グロース（成長）株投資」は

開発力、競争力、経営力等を有し、成長性が高いと判断される銘柄を中心に選定します。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リスク等があります。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還、収益分配金に関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。＞

当資料のお取扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した情報提供資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:2000年6月16日)
決算日	年1回決算、原則毎年6月11日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除が適用される場合があります。 益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は、 3.3%(税抜3.00%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% を乗じて得た金額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.65%(税抜1.50%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、 その他の関係法人	委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、 加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会 受託会社：株式会社りそな銀行 販売会社：販売会社につきましては、次頁をご参照ください。
ファンドに関する 照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： https://www.amundi.co.jp/

販売会社一覧 (業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
SMBG日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○		○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○			○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○			○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○				
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○				○

(以下の販売会社は換金のための取扱いとなります)

金融商品取引業者等		登録番号	加入協会				
			日本証券業協会	一般社団法人 投資信託協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○			○	○